



図絵1 寛永2年六月廿三日蜂須賀家政（蓬庵）制札（家政公御手板）

縦最大 28.3 × 横最大 61.7 (cm)

沼島地区公民館蔵

寛永2年(1623)6月23日に下された定書。由良から塩崎(潮崎)にかけて、栗石(石垣の裏込等に利用する石)を拾い取ることを停止した内容で、蜂須賀家政(蓬庵)の黒印がみられる。「鳴門の渦潮」調査研究プロジェクトの調査によって、令和6年に約半世紀ぶりに再発見された。



口絵2 寛永式拾一年三月廿日長井六郎左衛門・戸田半左衛門制札

縦最大 39.0 × 横最大 68.2 (cm)

沼島地区公民館蔵

寛永21年3月20日に長井六郎左衛門・戸田半左衛門（徳島藩士）から沼島に下された3ヶ条からなる定書。内容は総じて沼島を往来する俵物を保護・統制する内容で、奉行2名の花押が据えられる。蜂須賀家政（蓬庵）制札と同じ木箱に収められた状態で発見された。